

第2号様式

うそ電話詐欺に使用される海外拠点を把握するための取組の推進について（概要）

（令和6年1月5日 鹿組対第2号ほか）

本通達は、うそ電話詐欺は依然として被害が深刻な状況にあり、中でも、近年、海外に架け場等（以下「海外拠点」という。）を置いた犯行の認知・検挙が大きく増加しており、今後も更なる増加が懸念されることから、被疑者等が海外拠点においてうそ電話詐欺の犯行に加担していた旨の内容等、海外拠点に関連する情報の一層の収集を図るとともに、迅速な報告を徹底するよう定めたものである。